

会 議 録

会議の名称	平成 28 年 第 3 回 本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	平成 28 年 8 月 17 日 (水)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 10 分まで
開催場所	本庄市役所大会議室	
出席者	被保険者代表	堀口 富士夫、金井 喜久夫、新井 千奈美、 浅見 敏江
	保険医又は保険薬剤師代表	渋谷 修身、倉林 京児、石原 博史
	公益代表	柿沼 光男、岩崎 信裕、木村 保、内野 勲
	被用者保険等 保険者代表	近藤 浩之、日向 健
	事務局	春山 康壽 (保健部長)、中田 啓一 (保険課長)、 駒澤 明 (収納課長)、榊田 恵 (保険課課長補佐兼国 保係長)
欠席者	木村 文夫 (被保険者代表)、堀川 明、林 勇毅 (保険医又は保険薬剤師代表)、佐々木 義弘 (公益代表)、石原 雅樹 (被用者保険等保険者代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議題 第 1 号議案 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の 施行に伴う国民健康保険税条例の一部改正について 報告事項 1 平成 28 年度国民健康保険特別会計 9 月補正について 報告事項 2 平成 27 年度国民健康保険特別会計決算(案)について その他 国保広域化進捗状況について 4 その他 5 閉会	
配布資料	・第 1 号議案資料 1 ～ 3 ・報告事項資料 1 ・ 2 ・その他資料	
その他特記事項		
主 管 課	保健部保険課	

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
司会	1. 開会
会長	2. あいさつ 【会長あいさつ】
司会	【本協議会成立の報告】
保険課長	3. 議題 【第1号議案 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴う国民健康保険税条例の一部改正について資料1～3に基づき説明】
議長	第1号議案につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、第1号議案の地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の施行に伴う国民健康保険税条例の一部改正につきましては、この内容に基づき改正条例案を作成し、12月議会に議案提出させていただきますのでご了承願います。
保険課長	【報告事項1 平成28年度国民健康保険特別会計9月補正について説明】
議長	報告事項1につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。 それでは、報告事項1の補正予算につきましては、この内容で補正させていただきますのでご了承ください。
保険課長	【報告事項2 平成27年度国民健康保険特別会計決算(案)について説明】
議長	報告事項2につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。
委員	平成27年度の決算ということは、平成28年3月末までのものだと思いますが、半年も経つ今頃決算を出すものなのではないでしょうか。
保険課長	平成27年度決算については、速報という形で前回の運営協議会で説明をいたしました。本庄市ではこれから秋口にかけて、決算審査を行い、議会の承認をもって確定することになります。そのため、今回の運営協議会では決算案ということで報告させていただきました。
保健部長	平成27年度の収入・支出の整理は5月末まで行えることが法的に認められています。5月末に出納閉鎖したものを監査委員の監査に付すこととなりますが、それがこの夏の時期までになります。その監査委員の監査意見書を付けて議会に決算認定を出すのが、9月議会あるいは12月議会という流れになります。これは、例年本庄市以外の自治体でも同

保健部長	じような流れで決算が行われています。
委員	高額な医療費について、本庄市でも多額の補正を行ったり、新聞等でも報道されていますが、そういったものに対して国の補助があるのか、今後の動向について教えてください。
保険課長	<p>C型肝炎の新薬の影響を大きく受けた関係で、平成27年度の保険給付費が急増しました。この影響は平成28年度も引き続いており、今回の9月補正では保険給付費の増額補正はしていませんが、12月補正もしくは3月補正で増額をお願いすることになると思います。</p> <p>また、C型肝炎の新薬の影響による医療費の急増については、去年の統計等を見ると、県内でも影響がある地域と無い地域が点在しています。本庄市は特に医療費が高くなっています。同じ県北地域内でもそれほど影響を受けていない市町もあると聞いています。</p> <p>国に対しては、調整交付金等で対応できないか要望しておりますが、今のところそれは考えていないということです。</p>
議長	それでは、報告事項2の決算案につきましては、この内容で議会へお諮りすることになりますのでご承知おきください
保険課長	【その他 国保広域化進捗状況について資料に基づき説明】
委員	資料2ページ「5. 保険給付 市町村の主な役割」に「個々の事情に応じた窓口負担減免等」とありますが、窓口負担をどのようにするかを市町村で決めるのですか。
保険課長	これは、極めて生活困窮の方が申請をすることで、窓口負担を軽減又は減免をする制度です。広域化以降も地域の状況や保険者の事情に応じて減免等の判断は市町村で行うこととなります。
司会 (課長補佐)	現在、事務処理標準化WGに出席させていただいています。その中で、各市町村各々の運用に基づき行われている窓口業務を、広域化以降は標準化していくという目的でWGで調整を行っているところです。窓口負担の減免については、中でも統一した条件等を決めたほうがいだろうと一番の議題にあがっている項目でもあります。ですので、減免を行う場合のある程度の条件等が示されて、平成30年4月から運用されていく予定です。
委員	例えば、何歳以下は無料とかは各市町村で違うと思うのですが、1割・2割・3割負担というものは国で決めているのではないですか。
保険課長	子ども医療費等とは違う制度になります。窓口負担の減免については国民健康保険法で決められているもので、災害、火災や会社の倒産等により著しい収入の減少等があった方に対して、申請に基づき市町村が窓口負担を減免するという制度です。

委員	災害を受けた住民が市町村に申し出て、それを市町村が減免するということですか。
保険課長	熊本地震のような大きな災害の場合は、国のほうから保険者である市町村へ被災地の方への減免の協力依頼があります。また、自宅の火災等で生活困窮になってしまう方もいますので、その場合は市に申請していただき、審査を経て窓口負担を減免することになります。これは法律に基づいて行うものです。
議長	収納課長から国保の収納状況について説明願います。
収納課長	平成28年7月分の現年度速報値により説明いたします。市税全体では市民税、固定資産税、軽自動車税は前年度と比較して調定が伸びていますが、国民健康保険税は約7300万円の減となっています。増収が見込めない厳しい状況ですが、昨年7月の収納率を比較しますと、昨年度11.61%に対し、今年度11.70%と0.09ポイント微増しています。今後とも国保税の収納率アップ及び増収に努力していきたいと思いますので、ご理解よろしく願いいたします。
保険課長	事務局から報告いたします。去る7月15日に開催された埼玉県国保協議会総会におきまして、柿沼会長が埼玉県国保協議会会長に就任されました。
議長	2年の任期を仰せつかりました。県内63市町村の運協会長が集まる会の会長ということで非常に責任を感じています。一生懸命務めて参りたいと思いますのでよろしくお願いします。
保険課長	【議事終了】 4. その他 【次回運営協議会の日程を提案】
副会長	5. 閉会 【閉会あいさつ】

平成28年 9月 1日

会議録署名 会長

柿沼 光男